

---

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第8、議案第76号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第76号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（総務課長 高橋良延君 説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5番（深澤 守君） 私、ちょっと危惧するのはですね、例えば、今、石部に置くとする  
と、もし、雲見に火事があった場合に雲見から石部に行って、また、雲見に行く・・・、緊急性がある時に・・・、これ、時間のロスになるのではないか・・・、危惧があります。その辺について、どのようなお考えでございますか。

○総務課長（高橋良延君） 当然、1小隊になるということでございますけれども、それぞれの、岩地、石部、雲見、そこの所の積載車ですとか、消防の資機材等々は残してございます。ただ、今までの3小隊になるとどうしても、じゃあ、その1小隊の所に集まる人数が少なく・・・、出動が、困難というような状況も考えられますので、ここを1つにまとめるということによって、多くの人数で・・・、と言いますかね、集まった人数が、その出動できる体制を確保できる、というのが、考えられますので、3小隊でやるというよりも1小隊にして、そこで、人数を集めて、消火活動、防災活動を行うというようなことが、適当であろうかということでございます。

○5番（深澤 守君） 確かにですね、私、現役の時も、3人集まらないと出動できないという事態はありましたが、ぶっちゃけた話、運用するにあたって3人じゃなければ出動しないということはなかったんですよね・・・。これ、良い悪いは別としてですね。別として、議論として・・・。私、ちょっと、考えていただきたいんですけど、もし、出動するは、出動するとして、もし、地域の方々に、OBの方たくさんいらっしゃいますよね、消防・・・、経験なさってる方、その人との連携でうまく、その、消火活動なり、救護活動なりできることを検

討していただければと思います。これ、要望ですので、回答の方は結構です。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はございませんか。

○6番（渡辺文彦君） 今、深澤議員から三浦地区が1つになるということで、その3地区が1つの所で対応できるかという話なんだけども、今の課長の説明ですと、各地区に消防機器等は・・・、残すということですから、残すということで伺ったわけですが、その辺で、十分体制が、整えられるのかどうか。各地区のね、その辺、今回、それを・・・、この人数を出すにあたって、各地区の、この地区の消防団から了解を得ているということですが、この辺は、ちゃんと確保されているということで認識してよろしいのでしょうか。その辺を、ちょっと、もう一度、確認したいと思います。

○総務課長（高橋良延君） 当然、火災、有事の時には、出動できる体制という・・・、6分団の中で、その体制はとれてございます。やはり、さっき言ったように、火災の時に、いわゆる、消防車が動かせないと困る、実際のところ、実践では困るわけですので、それが確実に動かせる。そういった中で体制作りをこの1小隊にしてやっていくということでもありますので、その所はしっかりと、いざ、火災、防災、そういった時には、体制は整えていくということでございます。

○6番（渡辺文彦君） 直接、この9名、減らす事とは関係ないとは思いますが、今、これ、245名にして、消防団員は100パーセント充足されているのか、その辺を確認したいんですけれども・・・。

○総務課長（高橋良延君） 100パーセント充足というか、この245人の中で、どういった体制が組めるかというようなことで、色々、中川の方でも再編をしたり、いわゆる岩科の方でも、再編をしたりとかっていうことで、やりくりを・・・、やっぱりしています。だもんですから、245人が絶対だということではございませんが、やはりこの中で、どういった、やはり実践的に体制が組めるのかということは見直しをしながら、常にやっておりますので、そこは、今後も引き続き、しっかり、防災活動やってまいりたいと思います。

○5番（深澤 守君） 消防団の定数のことで話出ていますので、ちょっと、要望なんですけど、前に鈴木議員もですね、消防の定員のことで質問した時に、女性の活用ということが、話になってるんで・・・。確か、函南町だか、どこかも、女性の団員を入れているところがあるようです。ましてや、昔は岩地地区でしたか・・・、確か、女性の方の消防ということもあったように聞いております。ですから、それと、あと、災害の時の避難所等の運営なんかも女性の力というものが必要になっておりますので、今度、色々防災の事についても、議論す

る機会が多くなってきていると思いますので、是非、女性の団員、検討していただければと思います。これは、要望ですので、回答・・・、じゃあ・・・。

○総務課長（高橋良延君） やはり、消防団員の確保の1つとして女性消防団、これは議会でもそういったご意見出ています。それで、我々でも色々調べました。県内で女性団員がいる自治体においては、女性は小隊に属さないようです。要するに、第6分団、第5分団とか、そういった小隊には属さないで、本部付けという形で、要は消火活動などの現場には出ていないということ・・・。じゃあ、何をやっているのか、ということですけども、いわゆる啓発活動です。火災予防ですとかそういったところの・・・。ですので、女性、女性ということでは言いますが、やはり、今、一番直面しているのは、実際に現場に行って消火できる、そういった団員を確保したい・・・。っていうのが、やはり一番大きな事でございますので、それについては、引き続き、消防団員の確保についてはですね、当然、やっていきたいなということだと思っております。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようであります。これにて質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第76号 松崎町消防団条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---